

総評相第 189 号
平成 22 年 9 月 8 日

文部科学省高等教育局長 殿

総務省行政評価局長

国立大学の入学手続に係る郵送受付の拡大（あっせん）

当省では、総務省設置法（平成 11 年法律第 91 号）第 4 条第 21 号に基づき、行政機関等の業務に関する苦情の申出につき必要なあっせんを行っています。

この度、当省に対し、「私たち家族は東北地方に居住しており、息子が平成 21 年度の千葉大学入学試験に合格したので、入学手続を郵送で行うことを考えた。しかし、千葉大学に照会したところ、担当者から、大学に直接出向いて手続を行うよう教示されたため、やむなく入学手続のためだけに新幹線を利用して、千葉大学に出向くこととなり、多額の費用を要した。他の国立大学では、入学手続を郵送で受け付けている大学もあり、また、千葉大学は全国から学生が集まる大学でもあるので、次年度以降の入学者のために、入学手続の郵送受付を認めてほしい。」との申出がありました（注）。また、当局の調査結果によると、全国の国立大学 82 校のうち 19 校が、同様に大学入学試験合格者に対して直接大学に出向いて入学手続を行うよう求めています。

（注） 当省が千葉大学に対して改善を申し入れた結果、同大学では、平成 22 年度の入学手続から、経済上の理由で来学が困難、在住地が遠方であるなど、やむを得ない理由があると学部で判断できる場合には、特例として郵送受付を認めることとした。

この申出及び当局の調査結果について、総務大臣が開催する行政苦情救済推進会議において民間有識者の意見を聴取するなどにより検討した結果、下記のとおり、入学手続を行う際の大学合格者の負担軽減及び利便性の向上を図る観点から、大学入学手続書類の郵送受付を認めていない国立大学に対して郵送受付方式の早期導入に向けた検討を要請すること等の措置を講ずる必要があると

考えられますので、御検討ください。

なお、これに対する貴省の検討結果等について、平成22年12月15日までにお知らせください。

記

1 国立大学における入学者選抜の実施

文部科学省では、国公立大学関係者、高等学校関係者等による審議を踏まえ、大学入学者選抜の基本的事項について、毎年5月に「大学入学者選抜実施要項」を策定し、各国公立大学長あてに通知している。この中で「入学手続に際しては、合格者の負担等に配慮し、必要に応じ郵送による手続も認めるなど弾力的な実施に配慮する。」としており、「郵送による手続」について各大学に弾力的な実施に配慮を求めている。これは、平成12年度の通知から明記しているものである。

また、国立大学に対しては、社団法人国立大学協会が、毎年6月の総会で「国立大学の入学者選抜についての実施要領」及び「国立大学の入学者選抜についての実施細目」を決定し、各国立大学長あてに通知している。これらは、翌々年度に実施する国立大学の入学者選抜について、①出願期間、試験の実施日程、合格発表等の大まかな日程、②各大学と大学入試センターとの間の諸手続（例えば、合格者及び入学手続者についての各大学から大学入試センターへの通知、同センターから各大学への「入学手続完了者資料」の提供等）に関する日程、手順等を示しているものである。

こうした通知を踏まえ、各国立大学は、自校の特性・自主性を考慮した「入学者選抜要項」（注1）を7月末までに、「募集要項」（注2）を12月15日までに発表し、これらを受験希望者に配布したり、自校のホームページに掲載するなどにより広く情報提供している。

(注) 1 「入学者選抜要項」とは、学力検査の実施教科・科目、試験方法、試験日程等の入学者選抜に関する基本的事項を定めたものである。

2 「募集要項」とは、入学者受入方針、募集人員、出願要件、出願手続、試験期日、試験場、入学検定料その他入学に要する経費や納入手続・期限等の入学志願者が出願や入学手続に必要な事項を定めたものである。

2 行政評価局の調査結果

(1) 国立大学の入学手続の受付方法

国立大学の中には、文部科学省の平成 12 年度の通知による指導以前から全国の入学希望者の利便性を考慮し、原則「郵送受付」としているものがある一方、依然として「持参受付」としているものがある。

当局が、本件申出を契機として、各国立大学のホームページに掲載されている平成 22 年度学生募集要項等に基づき各国立大学を調査した結果、原則「郵送受付」又は「郵送又は持参受付」としているものは 82 校のうち 63 校（76.8 パーセント）あり、入学手続書類を直接窓口を持参し入学手続を行うことを求めているものは 19 校（23.2 パーセント）（注）となっている。

（注） 19 校は、宮城教育、東京医科歯科、東京外国語、東京学芸、東京芸術、東京工業、東京海洋、電気通信、一橋、岐阜、愛知教育、滋賀、滋賀医科、京都、京都教育、大阪教育、奈良教育、奈良女子及び岡山（例年は郵送受付だが、平成 22 年度は新型インフルエンザ対応のため持参受付としたもの。）の各国立大学である。

(2) 持参受付の主な理由

当局が、これら持参受付としている 19 国立大学に対して、その理由を聴取したところ、多くの大学では、その理由について、①入学の意思確認のため、②国立大学協会から示された大学入学者選抜に係る実施日程に従い、限られた期間内で大学入学手続書類の記入内容のチェックを確実にを行うため、又は③郵便事故が起きた場合、入学手続者等についての大学入試センターへの通知が通知期限（3月16日）に間に合わないためとしている。

そのほか、入学金等とは別に後援会費・同窓会費等の任意的経費の収納事務を行うため、又は経済的事情による授業料の免除希望等に関する学生からの個別相談への対応のためとしている大学もある。

なお、東京都に所在し、持参受付としている国立大学 6 校を抽出し、東京都、神奈川県、埼玉県及び千葉県を「圏内」、その他の道府県を「圏外」としてそれぞれの入学者数をみると、約 4 割（36.9 パーセント）から 6 割（59.1 パーセント）の学生が圏外出身者であり、これらの学生の大半が各地から入学手続のために合格した国立大学に自ら出向いていると考えられる。

(3) 郵送を認める国立大学の受付状況

近年になって郵送受付を認めることとした国立大学では、その理由について、遠方からの入学希望者の要望にこたえるため、又は窓口での受付対応に係る事務の省力化を図ることができるためといった点を挙げている。

また、郵送受付を認めている国立大学では、各大学とも郵送受付に起因する支障等は特段生じていないとしている。例えば、入学手続締切日までに大学入学手続書類が届かない場合については、電話で入学の意思確認を行うことにより入学手続の準備をすることができ、また、入学手続締切日を過ぎて大学入学手続書類が届いた場合については、毎年数件程度であることから、個別事情に応じ柔軟に対応することが可能であるとしている。さらに、郵便事故を防止する観点から、大学入学手続書類は必ず書留で送付するよう案内している国立大学もある。

(4) 文部科学省の対応

文部科学省では、各大学が実施する入学者選抜については、入学手続の方法も含めて、当該大学の教育理念や教育目的に基づいて、それぞれの大学の判断と責任において、その在り方を検討し、かつ、実施されることが基本であるとしている。

他方で、文部科学省では、大学入学者選抜を実施する上でのガイドラインである「大学入学者選抜実施要項」の中で、「入学手続に際しては、合格者の負担等に配慮し、必要に応じ郵送による手続も認めるなど弾力的な実施に配慮する。」と規定し、入学手続について各大学に配慮を求めているところである。

3 改善の必要性

前述のとおり、文部科学省は、平成12年度から大学入学者選抜に関する基本的な通知である「大学入学者選抜実施要項」において、郵送による入学手続を認めることについて各大学に配慮を求めてきたところである。

しかし、大学入学手続書類を直接窓口を持参し入学手続を行うことを求めている国立大学は全体の約4分の1（19校）あり、相当数の国立大学で郵送による入学手続が認められていない状況となっている。また、本件申出のように、遠方の合格者には、入学手続のために経済的負担を強いられる事案が

発生している。

したがって、文部科学省は、入学手続を行う際の大学合格者の負担軽減及び利便性の向上を図る観点から、次のような「大学入学者選抜実施要項」の趣旨の実効性を確保する措置を講ずる必要がある。

- ① 大学入学手続書類の郵送受付を認めていない国立大学に対して、郵送受付方式の早期導入に向けた検討を要請すること。
- ② 平成 23 年度の入学手続から、新たに郵送受付を認めることとした国立大学に対しては、その旨を当該大学のホームページ、募集要項等で周知する措置を講ずるよう要請すること。